

国土交通省の政策評価
(令和5年度予算概算要求等関係)

令和4年8月

国土交通省

令和5年度予算概算要求等に係る評価について

1. 租税特別措置等に係る政策評価
令和5年度税制改正要望にあたって、租税特別措置等について評価を実施。

事前評価 17 件
事後評価 1 件

2. 個別公共事業評価
令和5年度新規採択事業及び実施中の事業のうち、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算措置を公表する事業について評価を実施。

新規事業採択時評価 6 件
再評価 10 件

3. 個別研究開発課題評価
令和5年度の予算概算要求等に反映することを目的として評価を実施。

事前評価 8 件

4. 政策アセスメント
令和5年度予算概算要求に係る新規施策について、必要性、効率性、有効性等について評価の実施を検討中。

1 租税特別措置等に係る政策評価

1. 租税特別措置等に係る政策評価の概要について

租税特別措置等に係る政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、租税特別措置等の透明化を図るとともに、国民への説明責任を果たすために実施するものである。

具体的には、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等に関して、新設又は拡充・延長要望を行う際に事前評価を実施するとともに、それらの租税特別措置等について、期限に定めのないもの等を対象として3～5年を目安に事後評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、租税特別措置等の必要性等（政策目的及びその根拠、達成目標及び測定指標等）、有効性等（適用数等、減収額及び効果・達成目標の実現状況）、相当性等（租税特別措置等によるべき妥当性等）の観点等から総合的に評価する。

2. 評価結果について

国土交通省政策評価基本計画（平成31年3月策定、令和4年3月一部変更）及び令和4年度国土交通省事後評価実施計画（令和4年3月31日変更）に基づき、令和5年度税制改正要望にあたって、表1のとおり17件（国土交通省主管分）の事前評価を実施するとともに、1件の事後評価を実施した。

これらの評価結果については、以下の国土交通省ホームページに掲載している。

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_tk_000001.html

政策評価を実施する租税特別措置等

○事前評価（国土交通省主管分）

1	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
3	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
4	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
5	土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置の延長
6	都市再生緊急整備地域における認定民間都市再生事業に係る課税の特例措置の拡充・延長
7	特定都市再生緊急整備地域における認定民間都市再生事業に係る課税の特例措置の延長
8	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換えの特例措置の延長
9	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
10	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
11	自動車重量税に係るエコカー減税の延長・見直し
12	船舶に係る特別償却制度の延長
13	海上運送業における特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
14	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置（トン数標準税制）の延長
15	港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の延長
16	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
17	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長

○事後評価

1	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（土地区画整理事業の規定による換地処分により、土地等を取得する場合）
---	-----------------------------------------------------------

2 個別公共事業評価

1. 個別公共事業評価の概要について

個別公共事業評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るために行うものである。

国土交通省においては、維持・管理に係る事業及び災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための新規事業採択時評価、事業の継続又は中止の判断に資するための再評価及び完了後の事後評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的に評価する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。

評価にあたっては、事業評価の実施要領等に基づき、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴取した。

2. 評価結果について

国土交通省政策評価基本計画（平成31年3月策定、令和4年3月一部変更）及び令和4年度国土交通省事後評価実施計画（令和4年3月31日変更）に基づき、令和5年度予算概算要求にあたって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算措置を公表する事業について、表2のとおり新規事業採択時評価6件、表3のとおり再評価10件を実施した。これらの評価結果及び個々の事業評価の詳細な内容については、以下の国土交通省ホームページに掲載している。

評価書

http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_04.html

事業評価カルテ及び関連資料

<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>

事業評価関連リンク

http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html

表2

○ダム事業(直轄事業等)

	事業名(都道府県(実施箇所))
1	雨竜川ダム再生事業(北海道)
2	筑後川水系ダム群連携事業(福岡県)
3	寺内ダム再生事業(福岡県)

○官庁営繕事業

	事業名(都道府県(実施箇所))
4	大分地方合同庁舎(大分県)
5	直江津港湾合同庁舎(新潟県)
6	名寄税務署(北海道)

○ダム事業(直轄事業等)

	事業名(都道府県(実施箇所))
1	利賀ダム建設事業(富山県)
2	設楽ダム建設事業(愛知県)
3	九頭竜川上流ダム再生事業(福井県)
4	旭川中上流ダム再生事業(岡山県)
5	山鳥坂ダム建設事業(愛媛県)
6	小見野々ダム再生事業(徳島県)
7	城原川ダム建設事業(佐賀県)
8	立野ダム建設事業(熊本県)
9	川辺川ダム建設事業(熊本県)
10	早明浦ダム再生事業(高知県)

3 個別研究開発課題評価

1. 個別研究開発課題評価の概要について

個別研究開発課題評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、研究開発に係る重点的・効率的な予算等の資源配分に反映するために行うものである。

国土交通省の研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題のうち、新規課題として研究開発を開始しようとするものについて事前評価を、研究開発が終了したものについて終了時評価を、また、研究開発期間が5年以上の課題及び期間の定めのない課題については、3年程度を目安として中間評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)を踏まえ、研究開発の特性に応じて、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的に評価する。

また評価にあたってはその公正さを高めるため、個々の課題ごとに、当該研究開発分野に精通しているなど、十分な評価能力を有する外部専門家による外部評価を活用することとしている。

2. 評価結果について

国土交通省政策評価基本計画(平成31年3月策定、令和4年3月一部変更)に基づき、令和5年度予算概算要求にあたって、表4のとおり事前評価8件を実施した。これらの評価結果については、以下の国土交通省ホームページに掲載している。

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000009.html

表 4

1	新技術等を用いた既成市街地の効果的な地震防災・減災技術の開発
2	省CO2に資するコンクリート系新材料の建築物への適用のための評価指標に関する研究
3	木造住宅の長寿命化に資する外壁内の乾燥性能評価に関する研究
4	既存マンションにおける省エネ性能向上のための改修効果の定量化に関する研究
5	人流ビッグデータを活用した建物用途規制の運用支援技術の開発
6	事前防災対策による安全な市街地形成のための避難困難性評価手法に関する研究
7	生産性向上のための空港コンクリート構造物の標準規格化に関する研究
8	過去の地形データの作成手法とその活用に関する研究

4 政策アセスメント

1. 政策アセスメントの概要について

政策アセスメントは、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、新規に導入しようとする施策等のうち、社会的影響の大きいもの等を対象として評価を実施し、施策等の導入の採否や選択等に資する情報を提供するとともに、政策意図と期待される効果を説明するものである。目標に照らした政策アセスメントを実施することにより、新規施策等の企画立案に当たり、真に必要な質の高い施策を厳選する。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、まず、当該施策が省全体の政策目標のどの目標に関連するものかを明確にした上で、その目標の達成手段としての当該施策の妥当性を、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的に評価する。

2. 評価結果について

国土交通省政策評価基本計画（平成31年3月策定、令和4年3月一部変更）に基づき、令和5年度予算概算要求に係る評価を実施した場合には、評価書を以下の国土交通省ホームページに掲載する予定。

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000004.html